

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャー（以下「滋賀県立大学発ベンチャー」という。）の適正な支援を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において滋賀県立大学発ベンチャーとは、新たな技術またはビジネス手法をもとに起業したものであって、次の各号のいずれかに該当し、理事長が次条に規定する認定を行った企業をいう。

- (1) 本学の学生（卒業または修了の日から3年以内に次条の申請を行う者を含む。以下本条において同じ。）が代表者となり、または公立大学法人滋賀県立大学職員兼業規程に基づき役員兼業の許可を受けた本学の教職員が関与し、本学が所有する特許権等の知的財産権をもとに起業されるもの
- (2) 本学の学生が代表者となり、または公立大学法人滋賀県立大学職員兼業規程に基づき役員兼業の許可を受けた本学の教職員が関与し、本学で達成された研究成果もしくは習得した技術または本学が支援する地域貢献活動で得た知識・経験をもとに起業されるもの
- (3) 本学の学生が代表者となり、公立大学法人滋賀県立大学職員兼業規程に基づき役員兼業の許可を受けた本学の教職員が役員等として参画し、起業されるもの

(認定)

第3条 設立予定の企業について滋賀県立大学発ベンチャーの認定を受けようとする場合、その代表者となる者（以下「代表予定者」という。）は、認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の申請があったときは、研究推進委員会の意見を踏まえ、滋賀県立大学発ベンチャーとしての適否を決定するものとする。
- 3 理事長は、様式第2号により申請者に滋賀県立大学発ベンチャーとしての適否を通知するものとする。
- 4 理事長は、第2項に基づき滋賀県立大学発ベンチャーに適合すると決定された設立予定の企業が次の各号のすべてを満たした場合、滋賀県立大学発ベンチャーに認定し、申請者に対し認定書（様式第3号）を交付するものとする。
 - (1) 第2項で適合すると決定された申請内容に基づき起業すること
 - (2) 起業後、速やかに会社・法人の登記事項証明書等の写しを提出すること。なお、個人事業者にあつては、事業を開始した日が確認できる書類（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に基づき税務署長に提出した「開業届出」（税務署受付印のあるもの）の写しを提出すること
 - (3) 起業後、速やかに誓約書（様式第11号）を理事長に提出すること

5 認定期間は、設立の日から原則3年とする。ただし、理事長が必要と認めた場合には、更に最大2年まで認定期間を延長することができる。

(申請の条件)

第4条 前条第1項の申請は、次の各号のすべてを満たす場合に行うことができる。

- (1) 第2条に掲げるいずれかに該当する企業の起業にかかる申請であること
- (2) 公序良俗に反しないこと
- (3) 名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと
- (4) 本学が定める諸規則および各種法令を遵守すること

(本学の責任)

第5条 第3条の認定は、本学に何ら法的責任を生じさせるものではない。

(申請内容の変更)

第6条 滋賀県立大学発ベンチャーは、第3条に規定する認定を受けた後、申請内容に変更が生じたときは、様式第4号により速やかに理事長に届け出るものとする。

(便宜措置)

第7条 本学は、認定期間中に限り、滋賀県立大学発ベンチャーに対し、本学の管理運営および教育研究に支障のない範囲において、次の措置を講ずることができるものとする。

- (1) 本学の施設・設備の使用に便宜を図ること
 - (2) 本学が所有する知的財産権の使用に便宜を図ること
 - (3) 本学の施設を借り受ける場合において、登記の住所を当該施設の住所とすること
 - (4) 郵便物の収受に便宜を図ること
 - (5) 本学の教職員による他企業等への紹介を行うこと
 - (6) 本学の広報誌等で広報すること
 - (7) その他、理事長が必要と認めること
- 2 前項の措置を希望する場合、代表予定者または滋賀県立大学発ベンチャーは、様式第5号により理事長に申請するものとする。
 - 3 理事長は、前項の申請があったときは、申請者との協議および研究推進委員会の意見を踏まえ、必要に応じて措置を講ずるものとする。
 - 4 理事長は、様式第6号により申請者にその旨を通知するものとする。
 - 5 業績が良好に推移するなど、措置期間中に相当の利益が生じた場合は、便宜措置について協議するものとする。

(事業報告)

第8条 滋賀県立大学発ベンチャーは、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に様式第

7号に直近の事業年度の決算書の写しおよび税務申告書の写しを添えて理事長に事業報告を行わなければならない。

(認定の解除)

第9条 第3条の認定の解除を希望する場合、滋賀県立大学発ベンチャーは、様式第8号により理事長に申し出るものとする。

2 理事長は、前項の申出があったときは、直ちにこれを認めるものとし、様式第9号により申出者にその旨を通知するものとする。

(認定の取消し)

第10条 理事長は、滋賀県立大学発ベンチャーが次の第1号、第3号または第4号のいずれかに該当するときは、滋賀県立大学発ベンチャーの認定の取消しを行うものとする。なお、第2号および第5号に該当する場合は、研究推進委員会の意見を踏まえ、認定の取消しの可否を決定するものとする。

(1) 企業活動の実態がなくなったとき

(2) 第4条に掲げる条件のいずれかを満たさないと理事長が判断したとき

(3) 第8条に規定する事業報告を拒否したとき

(4) 滋賀県立大学発ベンチャー、代表者もしくは役員、または滋賀県立大学発ベンチャーの経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき

(5) その他の理由により、滋賀県立大学発ベンチャーとしての認定を維持することが適当でないとして理事長が判断したとき

2 認定の取消しを行う場合、理事長は、様式第10号により滋賀県立大学発ベンチャーにその旨を通知するものとする。

3 前項による認定の取消しを受けた滋賀県立大学発ベンチャーは、当該取消しを受けた日以降、滋賀県立大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を事業に使用してはな

らない。

(事務)

第11条 滋賀県立大学発ベンチャーにかかる事務は地域連携・研究支援課において行う。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年12月16日から施行する。